

## 医療法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省医政局総務課

### 1. 改正の趣旨

- 医業について広告をすることができる診療科名については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 6 条の 6 第 1 項に基づく医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下「令」という。）第 3 条の 2 第 1 号ハにおいて、内科又は外科と組み合わせて広告をすることができる事項が規定されている。
- 一般社団法人日本睡眠学会から、睡眠障害の医療アクセスの向上に資するものとして、令和 7 年 4 月、内科又は外科と組み合わせて広告をすることができる事項に、「睡眠障害」を追加することが要望されたこと等を踏まえ、同年 9 月以降、医道審議会医道分科会診療科名標榜部会において議論が行われ、令和 8 年 3 月 6 日の当該部会において、「睡眠障害」の追加が適当である旨の結論が得られた。
- これを踏まえ、内科又は外科と組み合わせて広告をすることができる事項として「睡眠障害」を追加する改正を行う。

### 2. 改正の概要

- 令第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ハ(4)において、医業について、内科又は外科と組み合わせて広告をすることができる疾病又は病態として、感染症、腫瘍、糖尿病又はアレルギー疾患が定められているところ、これに「睡眠障害」を追加する。
- 所要の経過措置を設ける。

### 3. 根拠条項

法第 6 条の 6 第 1 項、第 76 条

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 5 月（予定）
- 施行期日：公布の日の翌日